

ぜひご利用ください
下田市メール配信サービス
同報無線の内容や市の情報を配信しています



自衛官募集中!

問合せ先 自衛隊静岡地方協力本部
伊東地域事務所 ☎0557-37-9632



下田 インフォメーション

秋の全国火災予防運動

11月9日(月)から15日(日)は秋の火災予防運動期間です。市消防団では、9日にポンプ車による防火啓発パレードを実施します。期間中、各分団による消火演習も実施します。

サイレンを用いての演習になりますので、火災とお間違いないようお願いいたします。

消火演習日程

○11月9日(月) 6時
第3・4分団(加増野日枝神社近辺)、第5分団(柿崎弁天島近辺)、第7分団(原田白浜公民館近辺)

○11月15日(日) 19時
第1分団(五丁目下田小学校近辺)、第2分団(河内お吉ヶ淵近辺)、第6分団(田牛波止場近辺)

問合せ先

防災安全課消防安全係
(窓口⑩) ☎364145

敷根プール休館日のお知らせ

プールの交換、機器保守点検等のために休館します。

プール保守点検休館期間

11月22日(日)～12月7日(月)

※他の施設は営業します。

※状況により期間が変更になる可能性があります。

問合せ先

敷根公園屋内温水プール
☎236333

土砂災害防止法に基づく現地調査を行っています

県では、土砂災害の危険性のある区域を明らかにするため、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を行っています。

土砂災害防止法では、指定後においても地形や土地利用の状況等を改めて調査し、必要に応じて区域の見直しをすることになっています。

調査内容

現地状況等を確認するとともに、急傾斜地崩壊対策施設(待ち受け式擁壁)については、現在の技術基準と比較し、施設の構造や状態等の安全性を確認します。

11月の納税

納期は 11月30日(月)
【納期は 11月30日(月)】
国民健康保険税 7期
介護保険料(普徴) 5期
後期高齢者保険料(普徴) 4期

※納期内に納めましょう
※納税は便利な口座振替で
※口座振替は残高確認を!

下田市計画の変更に関する縦覧

都市計画法の規定により、次のとおり都市計画の変更に関する縦覧を行います。都市計画の案に意見のある方は、縦覧期間中に、意見書を提出することができます。

縦覧期間

11月20日(金)～12月4日(金) 8時30分～17時15分
※土日・祝日を除く

縦覧場所

県都市計画課及び下田市建設課(県のホームページでも閲覧ができます。)

内容

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(静岡県決定)

意見書の提出期限

12月4日(金) 17時15分まで(必着)

意見書の提出方法

郵送又は持参により県都市

計画課又は下田市建設課へ提出してください。

問合せ先

県都市計画課
☎054-221-3062
建設課都市住宅係
☎22219

11月・12月は税の滞納整理強化月間です

県内市町では、11月から12月までを滞納整理強化月間として、県と連携し徴収の強化に取り組んでいます。納付がお済みでない方は、早めに納付してください。

お困りの際は相談してください

失業や病気、新型コロナウィルス感染症の影響による収入減など、一時的に納付することが困難である場合にはお早めに税務課へご相談ください。

夜間相談窓口を開設します

納税相談のほか、市税などの納付もできます。

期間

11月30日(月)～12月4日(金) 19時30分まで

場所

税務課収納係・滞納対策係(窓口⑦)

納付は便利な口座振替でお申込みは、税務課又は市内金融機関にある「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、提出してください。

また、コンビニでも納期限以内であれば土日祝日問わず、24時間お支払ができます。

問合せ先

税務課収納係・滞納対策係
(窓口⑦) ☎22218

教育委員会主催 没後50年特別講演 「三島由紀夫の愛した下田」

毎夏、家族と下田を訪れていた世界的作家・三島由紀夫氏は、下田の海や風情をこよなく愛し「下田は僕の夏のふるさと」と呼んでいました。

下田での三島氏の姿を詳細に記した「三島由紀夫の来た夏」(扶桑社)の著者の横山郁代氏が、三島氏との思い出を語り、偲びます。

日時

11月25日(水) 13時30分～14時30分
(開場13時)

場所

市民文化会館小ホール

申込方法

氏名、住所、連絡

先(電話番号)を生涯学習課社会教育係まで電話、ファックス、Eメールのいずれかでお申し込みください。

募集定員

先着70名まで(事前予約制)

※寿大学参加者については、別に席(70席)を確保しています。

申込・問合せ先

生涯学習課社会教育係
☎5055 FAX5176
kyouiku@city.shimoda.lg.jp

利益誘引型サイトに「注意！」

「相談にのるだけで報酬がもらえる」、「当選金が受け取れる」などと誘導し、サイト登録後にサービス利用料金や手続費用等を高額請求するサイトについての相談が全国的に増加しています。

サイト登録後に、メッセージの送受信等のサービス利用料金やお金を受け取るための手続費用等を請求され、電子マネーやクレジットカード等で支払いを指示されることがありますので、ご注意ください。

問合せ先

下田警察署管内防犯協会
☎272766

医療業務従事者届出をお忘れなく

12月31日時点において就業している医療従事者は、業務従事者届出が必要です。

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士は、各法律により、2年に1度、12月31日現在の就業状況(医師、歯科医師及び薬剤師は全ての有資格者)を届け出なければなりません。

12月中旬頃、県から各職場を通じて「届出票」を配布します。

ですので、期限までに就業地(医師、歯科医師及び薬剤師は住所でも可)を管轄する保健所まで届出をお願いします。

万一、届出票が配布されない場合は、最寄りの保健所までご連絡ください。

提出期限

令和3年1月15日(金)

提出先

○医師・歯科医師・薬剤師
↓就業地又は住所を管轄する保健所

○保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士
↓就業地を管轄する保健所

↓就業地を管轄する保健所